宮城県

消費生活知識のマニュアル

知っておこう！これだけは

INDEX

1 契約編　1➡11
- ダマサレ度チェック
- 「消費者」って誰のこと?
- 「契約」ってなに?
- こんな商法に気をつけて!
- 消費者の強い味方　クーリング・オフ

2 インターネットトラブル編　12➡18
- ネットトラブル巻き込まれやすさチェック
- インターネットに落とし穴!?
- ソーシャルメディアを使う時のルール

3 金融編　19➡24
- 知っておこう!「クレジット」
- 多重債務に陥らないために

4 まとめ　25➡26
- 消費者としてできること
- ファイナルチェック!!

5 消費生活センター　27➡30
- 宮城県内の消費生活に関する相談状況
- 若者からこんな相談が寄せられています

消費生活に必要な知識やルールを身につけて、自立した消費者になろう!

この読本はインターネット上でも読むことができます。
宮城県消費生活センターのホームページをチェックしよう!

アニメむすび丸 ©宮城県・旭プロダクション
イラスト作成：専門学校デジタルアーツ仙台 まんがアニメ科

LET'S TRY レッツトライ! 1

アナタの ダマサレ度 チェック! CHECK

あなたはどんな悪質商法にねらわれやすいか、診断してみよう!

START

Yes

No

人に頼まれると、断れない性格である。

なんでも相談できる友人がいる。

休みの日などは家にいることが多い。

新聞の三面記事はよく読むほうである。

一人でいると、よく孤独な思いをすることがある。

携帯電話の支払いは、全額親にしてもらっている。

初対面の人でも、すぐに仲良くなれるほうである。

人前に出ると見栄を張ることがある。

物事を決める時、人の意見に左右されやすい。

特に目的もなく、街をブラブラするのが好きだ。

ひょっとしたら「うまい話」があるかもしれないと思っている。

A TYPE のあなたがねらわれやすい悪質商法は

アポイントメントセールス です

→P4へGO!

B TYPE のあなたがねらわれやすい悪質商法は

キャッチセールス です

→P5へGO!

C TYPE のあなたがねらわれやすい悪質商法は

マルチ商法 です

→P6へGO!

D TYPE のあなたは悪質商法にあいにくいでしょう。でも、安心せずにこの本を読んでもっと賢くなりましょう。

「消費者」って誰のこと？

人が作った物や提供するサービスを「消費」することなく生活することができるでしょうか。履いている靴、お昼に食べたハンバーガー、いつも手にしている携帯電話・・・。完全な自給自足で暮らすのは、現在の私たちの社会では大変難しいことです。ゆえに、私たちは消費者にほかなりません。

消費者主権（しょうひしゃしゅけん）とは？

みなさんは欲しいものを買う時どのように商品を選びますか？より性能がいいもの、より価格が安いもの、お気に入りのブランドやメーカー、国産品や輸入品など、買う時の決め手はそれぞれあると思います。

一方、企業側は、お客さんがより買ってくれるものを開発・生産するために、消費者の消費行動に注目しています。私たちの何気ない買い物が、経済の動きに影響を与えているのです。

つまり、私たち消費者には生産者の生産の在り方を最終的に決定する力があります。これを**消費者主権**といいます。

「消費者市民（しょうひしゃしみん）」になろう!!

消費者市民とは、倫理・社会・経済・環境面を考慮して選択を行う人のことを言います。

現代の消費社会

- 大量生産・大量消費・大量廃棄
- 氾濫する生活情報
- 消費のあり方
  - ➡複雑化・多様化
    便利で快適な生活の追求

その結果・・・

- 死蔵品・不用品の増加
- 大量廃棄とゴミの増加
- 資源の無駄遣い
- 地球規模での環境問題・経済問題
- 様々な消費者トラブルの発生

私たち消費者にできること

- 消費行動の見直し!（本当に必要？ 今の生活の見直そう!）
- 情報リテラシーを高める!（正しい情報を見極め、自分で取捨選択しよう!）

自分のことだけでなく、社会に与える影響を考えて消費行動をとり、積極的に社会に働きかけのできる「消費者市民」を目指しましょう!!

「契約」ってなに？

契約とは？

　契約とは、法律上の約束のことで、販売側の「売る」という意思と、客側の「買う」という意思が合致して合意することで成立します。
　契約が成立すると、当事者間に法律的な義務と権利が生じます。

口頭でも契約は成立

　契約の成立に契約書の作成は必ずしも必要なわけではありません。
　ただし、高額な契約や複雑な契約は後のトラブルを防ぐため、契約書を作成することが一般的です。

契約書にサインをすると、内容を全て受け入れたことになるので、よく読んでからサインすることが大切です！

きのう1日を振り返ってみよう

これらは全て契約です！

私たちは毎日の生活で知らないうちに多くの契約を結んでいます。

契約は守らなくてはいけません

　いったん契約が成立すると、原則どちらか一方の都合で勝手に契約内容を変更したり、解消したりすることはできません。

　契約は一方的にやめることはできません！
　お店も返品に応じる義務はありません。

A TYPE

こんな商法に気をつけて!

アポイントメントセールス

「特別モニターに選ばれました!」などと、本来の販売目的を隠して、電話やダイレクトメールなどで喫茶店や事務所に呼び出し、契約するまで帰れない雰囲気にして高額な商品などを契約させる商法です。

SNSで知り合った異性やメル友が親しげに誘い、デート気分で会う約束を取り付ける場合もあります。

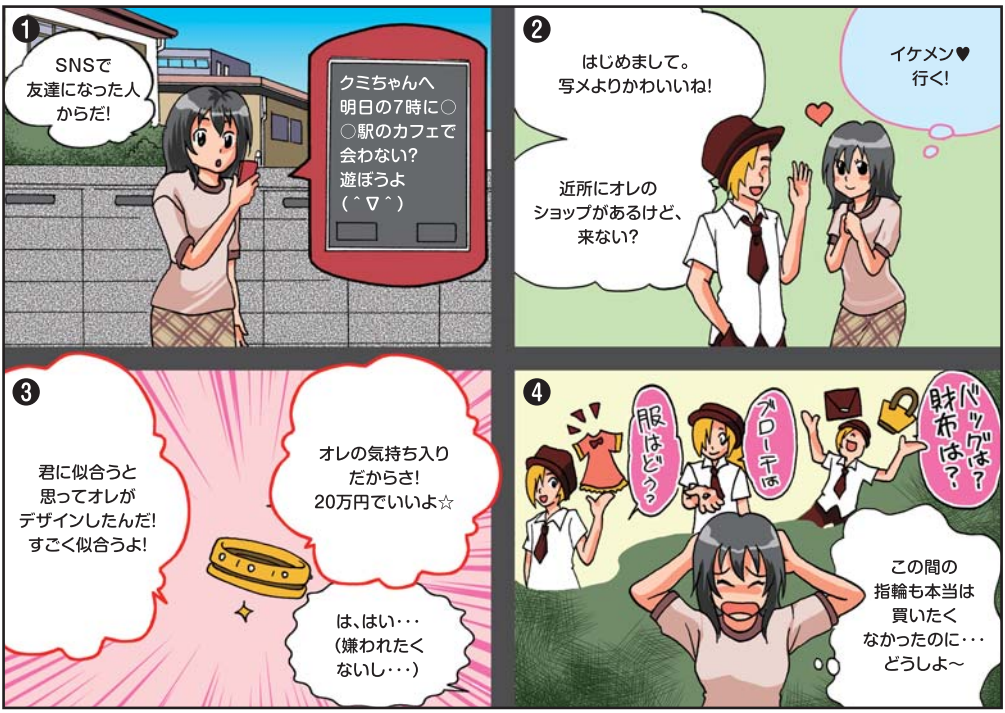

アドバイス

呼び出されて何時間も勧誘され、正常な判断ができなくなった頃を見計らって契約するように仕組まれています。出会ったばかりの人が突然商品やサービスを買わせようとしてきたら要注意です。

- **よく知らない人や覚えの無い業者からの誘いには乗らない!**
- **必要のないものは「いりません!」とキッパリ断る!**
  物やサービスを買わないと続かないような関係にそれ以上の発展は望めないでしょう。
- **甘い誘いにはのらない!**

契約書面を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフ(P.7)することができます。

B TYPE

こんな商法に気をつけて!

キャッチセールス

駅や繁華街などの路上で「アンケートお願いします」などと呼び止められ、喫茶店や営業所に連れて行かれ、不安をあおるなどして商品やサービスを契約させる商法です。

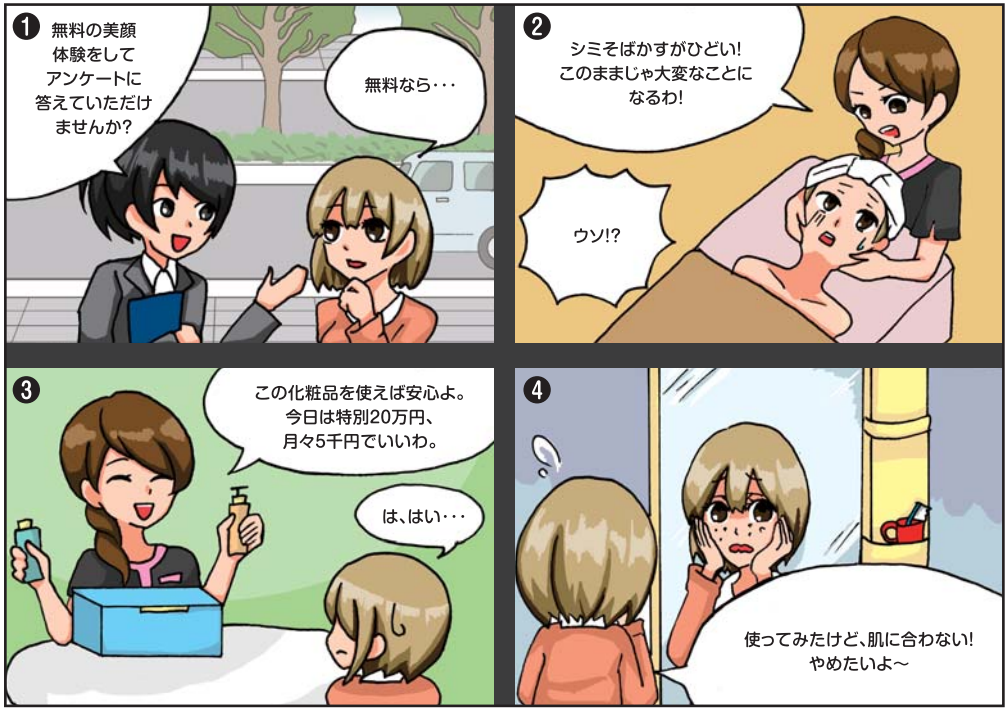

アドバイス

勧誘だけではなく、商品やサービスの内容にも問題がある場合も多く、また、被害者に女性が多いことも特徴です。

- **知らない人に突然声をかけられても相手にしない!**
- **万が一、話を聞いてしまった場合でも、絶対に一緒にビルや店舗に同行しない!**
- **必要のないものは毅然とした態度で「必要ありません!」とキッパリ断る!**

契約書面を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフ(P.7)することができます。

C TYPE

こんな商法に気をつけて!

マルチ商法（ネットワークビジネス）

販売組織の加入者が新規加入者を誘い、その加入者がさらに別の加入者を勧誘し、商品やサービスを契約させることで組織をピラミッド式に拡大させていく商法です。

アドバイス

自分のネットワークにものを売ることは大変難しいことです。また、自分が勧誘することにより、勧誘した友人や知人にも負担を背負わせてしまったり、関係を壊してしまう恐れがあります。

- **「簡単に儲かる」などの甘い言葉を信じて、安易に契約しない!**
- **友人からの勧誘であっても、「やりません!」とキッパリ断る!**

契約書面を受け取った日、もしくは商品の引き渡し日のどちらか遅い日を含めて20日以内であればクーリング・オフ（P.7）することができます。

消費者の**強い味方**

クーリング・オフ

クーリング・オフ制度とは？

クーリング・オフとは「頭を冷やす」という意味です。訪問販売や電話勧誘など不意打ち的な勧誘で契約してしまった場合、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる制度です。クーリング・オフをすると、その契約はなかったことになります。

「契約は守らなければならない」とする原則の例外です。

こんな契約はクーリング・オフできません

お店で商品やサービスを購入したり、通信販売を利用した場合にはクーリング・オフ制度はありません。不意打ち性がないからです。購入する前に本当に必要かよく確認しましょう。

※通信販売に関しては、返品についての表示がない場合、商品などを受け取った日から8日以内であれば、契約を解除して商品を返品することができます（返品の送料は購入者負担）。

クーリング・オフができる期間は？

契約書面を受け取った日を含めて「8日間」が一般的です。マルチ商法は「20日間」です。詳しくは、下記を参照してください。

事業者がウソを言ったり、脅したりしてクーリング・オフを妨害した場合は、期間が過ぎていてもクーリング・オフすることができます。

クーリング・オフができる取引・期間

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	事業者の店舗以外の場所での原則全ての商品・サービスなどの契約（アポイントメントセールス、キャッチセールスなどは店舗での契約であっても該当）	8日間
電話勧誘	事業者から電話で勧誘を受けた原則全ての商品・サービスなどの契約	8日間
特定継続的役務提供	エステティック、語学教室、家庭教師など	8日間
連鎖販売取引	ネットワークビジネス（マルチ商法）	20日間

※他にもクーリング・オフができる取引があります。
※通信契約など（プロバイダーなど）適用除外のものもあります。

その契約、クーリング・オフできるかな?

Step 1

クーリング・オフできる取引ですか?

左ページを参考に確認しましょう。

Step 2

クーリング・オフできない商品・サービスではないですか?

原則全ての商品やサービスがクーリング・オフの対象となりますが、二輪以外の自動車の購入や、電気やガスなどの契約についてはクーリング・オフできません。

Step 3

代金は3,000円以上ですか?

総額3,000円未満の現金払いの場合はクーリング・オフできません。

Step 4

契約書面を受け取った日を含めて8日(20日)以内ですか?

ただし、受け取った契約書面にクーリング・オフ制度の説明や、内容に不備がある場合は期間を過ぎていてもクーリング・オフできます。

Step 5

クーリング・オフしたい商品は使用していないですか?

指定消耗品(健康食品、化粧品など8品目)は、開封したり使用するとクーリング・オフできなくなります。ただし、書面に「使用するとクーリング・オフできなくなる」という記載がない場合や、販売員から試しに使うように言われて使ってしまった場合は、使用していてもクーリング・オフできます。

さあ、クーリング・オフしてみましょう!

クーリング・オフしてみましょう!

記入例

郵便はがき

□□□-□□□□

切手

簡易書留

○○○○市○○○○

○○○○販売会社　御中

表面

契約解除通知

私は、貴社と次の契約をしましたが解除します。

契約年月日

販売会社名・担当者名

商品名

契約金額

すでに支払った代金　　円はすぐに返金してください。

商品は早く引き取ってください。

年　月　日

住所

氏名

裏面

❶ クーリング・オフの**通知は書面**で行います。
➡はがきでOKです!

❷ 上記の記載例のように書きます。

❸ **はがきを出す前に必ず両面をコピー**し、証拠として保管しましょう。

❹ はがきを出すときは、郵便局の窓口で送付記録が残る**「簡易書留」**か**「特定記録郵便」**で送りましょう。

❺ はがきを出した日（消印）が契約解除日になります。

※クレジット契約をした場合は信販会社（クレジット会社）にも通知を出しましょう。

※商品は勝手に送り返さないようにしましょう。

クーリング・オフができない・・・

「契約」をやめるには？

クーリング・オフができなくても、下記の場合は契約を解消することができます。

- 相手に脅されたり、だまされたりした場合
- 麻薬の販売など、契約内容が反社会的な場合
- 契約内容の重要な部分に勘違いがあった場合
- 相手が約束を守らず、催促しても契約内容を実行しない場合
- 重要な項目について事実と違うことを言われた（不実告知）、帰りたいと言ったのに帰らせてくれない（退去妨害・監禁）など、消費者契約法に該当する場合（P.30）
- 未成年者が保護者の同意を得ないで契約した場合

※ただし、次の場合は未成年者でも取り消せません。

- 金額がお小遣いの範囲の場合
- 結婚している場合
- 「20歳以上です」とウソをついた場合
- 保護者の同意を得たかのように偽った場合

上記以外でも、次のように契約をやめることができる場合があります。1人で悩まず、消費生活センターに相談しましょう。

- 中途解約
- 相手との話し合いによる解約

※違約金など請求される場合があります。

おいしい話にはご用心!

～だまされないための6ヶ条～

「うまい話」にはウラがある!

「あなただけ」なんて話はありません!

セールスマンの話をうのみにしない!

いいことばかり言っているかも･･･

「話だけ聞いてみよう」は相手の思うツボ

相手はプロ!流されて契約してしまうかも･･･

その場の契約はケガのもと

契約する前に家族や友人に相談しよう!

契約する前によく確認

契約書は内容をよく読むこと!
分からないことはそのままにせず、しっかり確認!

キッパリと断ろう!!

それ、本当に必要ですか?
必要なければ勇気を持ってキッパリと断りましょう!

困った時は消費生活センターにすぐ相談!

LET'S TRY レッツトライ! 2

アナタの ネットトラブル巻き込まれやすさ チェック! CHECK

次のチェック項目のうち、あなたは何個当てはまるかな? 確認してみよう!

- ☐ お調子者だ
- ☐ その場のノリに流されやすい
- ☐ 1つのものに熱中すると周りが見えなくなる
- ☐ 暇なときは気がつくとケータイを手にしている
- ☐ 人の言葉を真に受けやすい
- ☐ いろんなことに興味がある
- ☐ メールの返信やラインのメッセージへの返事が10分以上ないと不安になる
- ☐ ケータイやスマホを忘れたら、遅刻しそうになってでも取りに戻る
- ☐ あわてんぼうだ
- ☐ 小さな事は気にしない
- ☐ 安ければ安いほど良いと思う
- ☐ 契約書や取扱説明書はあまり読まない
- ☐ インターネットの情報は正しい
- ☐ カッとなりやすい
- ☐ 面倒くさがり屋だ

合計　　個

当てはまる項目が多ければ多いほどインターネットのトラブルにあう可能性が高いです。

次のページからは、消費生活センターによく寄せられるインターネットに関するトラブルを紹介します。

インターネットに落とし穴!?
ワンクリック請求

相談事例　無料の動画サイトを見ていたら、年齢確認の画面が現れたので「18歳以上」をクリックしたら、突然アダルトサイトに登録になり、料金請求画面が現れた。慌てて電源を落とし再起動してみたが請求画面が消えない。お金がかかるという表示はどこにもなかった。

アドバイス

この契約は「売る」「買う」の意思が合致していないため、成立していません。また、あるボタンをクリックすることで、お金がかかるということを消費者が簡単に理解できないような表示は禁止されています。

消えない請求画面に関してはIPA（独立行政法人情報処理推進機構）のホームページを参考にしてください。

- **この契約は成立していないので無視する!!**
- **記載されている連絡先には絶対に連絡しない!**

「間違えて登録した場合は連絡してください」などと書いてある場合がありますが、無視しましょう。

インターネットに落とし穴!?
インターネットショッピング

相談事例　インターネット通販でブランド物の財布が通常価格より格安で売られていたので注文した。しかし、指定された口座に料金を振り込んでも、商品がなかなか届かない。メールで問い合わせたが返信がなく、改めてサイトを確認してみたが、住所や電話の記載がなく、これ以上連絡を取る手段がない。

アドバイス

- **購入前に返品特約をよく確認!**
  通信販売にはクーリング・オフ制度はありません!!
- **正確な運営情報（運営者名、住所、電話番号）が記載されているか確認!**
  オンラインマーク（電子商取引において、適切な取引を行う事業者に与えられている）も参考にしてみてください。
- **支払い方法が前払いしか選択できない、一般的な価格より極端に値引きしているような業者には要注意!**
- **契約条件や注文内容はプリントアウトして保管する!**
- **届いた商品はすぐに確認!**
  粗悪品や偽物の場合があります。

ONLINE SHOPPING TRUST
オンラインマーク

インターネットに落とし穴!?
サクラサイト

相談事例　無料通話アプリで知り合った女性に「会社の携帯を使っているため、会社に返すと会話できなくなる。自分が登録しているサイトでやり取りしよう」と言われたのでそのサイトに登録した。その後、やり取りするのに何かにつけて料金を請求され、合計20万円支払った。しかし、毎回手続きにお金を請求されるので不信感がつのり、退会メールを送ったが受け付けてもらえない。

アドバイス

サイト業者に雇われた「サクラ」が、異性や芸能人などになりすまし、消費者の様々な気持ちを利用してサイトに誘導し、メール交換などの有料サービスを利用させて支払いを続けさせる手口を「サクラサイト商法」といいます。

- **知らない人から届くメールやメッセージには返信しない!**
  相手とのやり取りだけでは、相手がサクラなのか確認することは大変困難です。
- **知らない人が突然個人的にお金をくれたり、芸能人が相談してくることはありません!**
  そのような話があったら、まず怪しいと疑いましょう。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）とは

インターネット上で、登録された利用者同士が交流し、社会的ネットワークを構築するサービスの総称です。日記やメッセージなどを通じて友人・知人間のコミュニケーションを円滑にしたり、共通の趣味などを通じて新たな人間関係を構築したりすることができます。

日本の主なSNS

LINE（ライン）、mixi（ミクシィ）、GREE（グリー）、モバゲータウン、Yahoo!! Days（ヤフーデイズ）

世界の主なSNS

Twitter（ツイッター）、Facebook（フェイスブック）、MySpace（マイスペース）、Cyworld（サイワールド）

SNSは公の場

SNSは、インターネットを通して、身近な人から知らない人まで、手軽に繋がりを持つことができます。その半面、使い方を誤るといろいろな問題も生じます。

SNSで出来ること

- **プロフィール機能**
  自分自身のプロフィールを作成し、他の人に公開できます。
- **ユーザー検索機能**
  プロフィールを基に、同じ趣味の人や古い友人などを捜すことができます。
- **日記（ブログ）機能**
  身近な出来事を日記（ブログ）として作成し、他の人に公開できます。
- **コミュニティー機能**
  同じ趣味など、共通の目的を持った人たちに限定してコミュニケーションを取ることができます。
- **メッセージ送受信機能**
  メールアドレスの交換なしに、メッセージをやり取りすることができます。

・・・この他にも様々な機能があります。

⚠ ただし、こんな危険性も…

- 個人情報の流出
- 不用意な発言による誤解やトラブル
- 依存症
- 誹謗中傷
- なりすまし
- 偽情報
- 詐欺
- 犯罪被害

【その発言、大丈夫?】誰とでもつながることができるSNSは、誰からも見られてしまうコミュニティーです。発信内容は要注意!

ソーシャルメディアを使うときのルール

軽い気持ちで書き込みをすると、自分や友達の個人情報が流出したり、いわれのない中傷をうける危険があります。ルールを守ってこそ楽しめるものと考え、投稿する前に必ず確認をしましょう。

1 「匿名」でも自覚と責任をもった発信を

過去の記事やアカウントから、本名や住所、学校まで調べることができてしまいます。本名では書けないことは、投稿してはいけません!

2 プライバシーに関わる内容は書き込まない

一度書き込んだ内容は完全に消すことは困難で、半永久的に残ります。写真なども含めて、自分や友達の個人情報が含まれていないかよく確認しましょう!

3 写真の投稿はより慎重に行おう

GPS機能のついたスマートフォンで撮影した写真には位置情報が含まれているため、自宅などの場所が特定される可能性があります。忘れずに位置情報をOFFにするなど、慎重に行いましょう!

4 「なりすまし」に注意しよう

有名人などになりすまして注目を集めようとしたり、個人情報を盗もうとする悪意のある人もいます。たとえ相手が実名でも簡単には信用しないようにしましょう!

5 無料通話アプリは、危険性を知って上手に活用を

出会い系のツールとして悪用されるトラブルも発生しています。知らない人からのメッセージには返信しない、実際に会ったりしないなど、十分に注意しましょう!

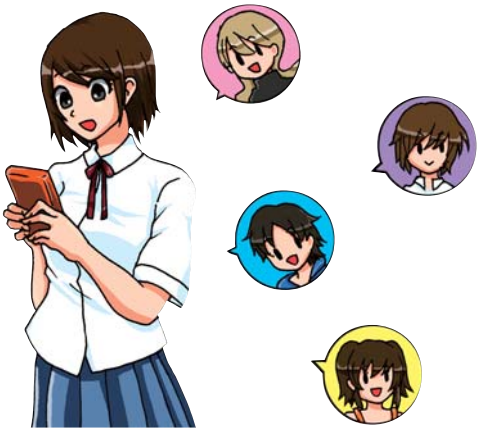

こんな時どうしたら・・・

ケータイを紛失した・盗難された

- すぐに携帯電話会社に連絡して、遠隔ロックサービスなどを依頼し、不正利用やデータ流失などを防ぎましょう。その際に通信回線の停止手続きも行いましょう。
- 警察や紛失した施設などにも届け出るようにしましょう。
- 普段から自分で設定できる携帯電話のロック機能を活用したり、携帯電話会社の紛失・盗難時のサポート体制を確認したり、いざという時に備えましょう。

迷惑メールが大量に届く

- 広告や宣伝、芸能人や友人を装ったものなど様々な迷惑メールが出回っていますが、相手に絶対返信してはいけません。メールを削除して無視しましょう。
- しつこい迷惑メールに対しては、受信拒否設定やメールアドレスの変更を行い、受信しないようにする方法もあります。
- インターネット上のサイトなどに登録する際は慎重に!そこからメールアドレスが漏れて迷惑メールが届いている場合があります。サイトに登録するアドレスは友人とやり取りするアドレスではなく、登録専用のアドレスを作り、それを設定するという方法もあります。

歩きスマホは絶対に禁止

歩行中に携帯電話やスマートフォン等を操作したり、画面を見ることは、周りが見えなくなり大変危険です。自分がケガをするだけではなく、周囲の人にもケガをさせたりするなど、大変迷惑な行為です。

携帯電話やスマートフォンなどを使う時は、立ち止まって安全な場所で使うようにしましょう。

賢いカードライフのために

私たちの周りにはいろいろなカードがあふれ、現金を持ち歩かなくても買い物などができるようになっています。

しかし、便利である反面、注意点もいっぱいあるのです。

どのようなカードがあるの?

用途	種　類	支払い方法	特　　徴
代金の支払い	プリペイドカード	前払い	前払いした分だけ利用できるカード 例:バスカード、図書カード、QUOカード
	電子マネーカード	前払い 後払い	お金の価格をデータ化して蓄積したカード。 前払いはチャージが、後払いはクレジット契約が必要。 例:Suica[スイカ]、nanaco[ナナコ]、WAON[ワオン]、おサイフケータイ
	デビットカード	即時払い	代金が預金口座から即時に引き落とされるカード。
	クレジットカード	後払い	代金をクレジット会社に立て替えてもらい、後で代金を支払うカード。 お金を借りることもできる。(キャッシング)
現金の引き出し	キャッシュカード	—	金融機関が預金者に発行するカード。印鑑、通帳がなくても入出金が可能。
	ローンカード	後払い (リボ払い)	銀行などから現金を借り入れるためのカード。返済方法はリボ払いが一般的。

身の回りのカードがどのタイプのカードか確認してみよう!

クレジットカードで買い物ができるわけ

クレジット（credit）とは、「信用」という意味。そして、私たちの個人信用情報をもとに発行されるカードがクレジットカードです。信用を証明されたクレジットカードを提示することで、商品やサービスを先に受け取り、その代金を後で支払うことができます。

つまり、**クレジットは借金と同じ**ということです。

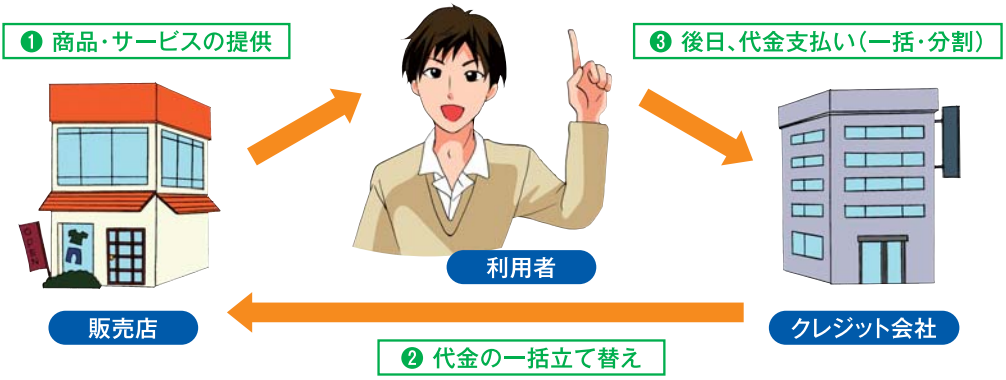

支払い方式の種類

代表的な支払い方式

翌月一括（1回）払い	商品等を購入した翌月に一括して支払う。 手数料なし。
分割払い	購入する商品毎に支払い回数、月々の支払い回数を決めて支払う。利用金額、支払回数に応じた手数料がかかる。
リボルビング払い（リボ払い）	月々の支払金額を一定額、または一定率に決めておき、支払っていく方式。手数料がかかる。

借金には利息がつく!!

分割払いやリボルビング払いには、
年10%台の高い利息がつきます。
クレジットでの買い物は借金!
忘れてはいけません!!

LET'S TRY レッツトライ! 3

実際に計算してみよう!

Aさんは、クレジットカードのリボ払いを利用し、6月にエアコン(10万円)、7月に洋服(5万円)、11月にはパソコン(8万円)を購入しました。
Aさんの買い物を参考にリボ払いを体験してみよう!!

購入月	2014年6月
第1回の支払い月	2014年7月
初回の残高	100,000
月々の支払い額	10,000(定額方式)
クレジット会社が定める手数料率(年率)	12.5%
手数料の支払い方式	ウィズアウト方式(元金均等払い)

※小数点以下切り捨て

❶ 初回手数料を求める
100,000円(残高)×12.5%÷12ヵ月=1,041円

❷ 第1回支払い月(7月)の支払額を求める
10,000円+1,041円=11,041円

❸ 翌月(8月)の手数料を求める(洋服代が加わるよ!)
(a　　)円(残高)×12.5%÷12ヵ月=1,458円

❹ 12月の手数料を求める(パソコン代が加わるよ!)
(b　　)円(残高)×12.5%÷12ヵ月=1,875円

❺ 上記計算を残高がなくなるまで繰り返す。

月	手数料	月	手数料	月	手数料	月	手数料
7	1,041	1	1,770	7	1,145	1	520
8	1,458	2	1,666	8	1,041	2	416
9	1,354	3	1,562	9	937	3	312
10	1,250	4	1,458	10	833	4	208
11	1,145	5	1,354	11	729	5	104
12	1,875	6	1,250	12	625	支払い完了!	

購入金額23万円のリボ払い支払総額は(c　　)円
支払い回数(d　　)回

(答えは30ページへ)

**このように、リボ払いは支払残高や回数が分からなくなりがちです。また、手数料もどんどん膨らんでしまいます。
クレジットカードを利用する際は、借金してでも買いたい物なのか、支払い方法はこの方式で良いかなど、よく検討してから利用しましょう!**

「多重債務」ってなに？

多重債務とは？

借金返済のために新たな借金を繰り返した結果、雪だるま式に借金が増え、支払いができなくなることを言います。最近は、インターネットからでも簡単にお金を借り入れることができますが、返済ができずに「多重債務」に陥ってしまう人がたくさんいます。

もし「多重債務」に陥ってしまったら・・・

解決方法

もう一度返済の可能性を探ってみる

❶ 任意整理	弁護士や司法書士を介して貸金業者と話し合い、負債を整理します。
❷ 調停による整理	簡易裁判所に申し立てて、調停委員を介して貸金業者と返済計画を決定していきます。
❸ 個人再生手続き	裁判所を利用し再生計画に基づいて、債務の一部を分割返済すると、残りの借金は免除されます。

どうしても返済できない・・・

❹ 自己破産	裁判所に免責の申し立てをし、免責が決定すれば、借金の支払いは免除されます。

借金は免除されても、デメリットが沢山!!

一部の職業に就くことができない、信用情報機関に登録され（いわゆるブラックリスト）カードの支払いや分割払いができなくなるなど、日常生活に支障をきたしてしまいます。自己破産は最後の手段といえます。

借金をたくさん抱えてしまっても生活を立て直すことは可能です!
一人で悩まず、各地の相談窓口や弁護士などの専門家に相談しましょう!!

多重債務に陥らないために

① どうしても必要なものか考えて!

お金を借りるのも、クレジットカードで買い物をするのも利息が生じます。借金をしてまで買う必要があるのか、よく考えましょう。

② 収入・返済の見通しを持って計画的に使う!

収入と支出を把握して、返済が難しそうな金額は借りないことです。

③ 何枚もカードを作らない!

複数のカードを持っていると、管理がしきれず、どのカードをいくら使ったのか忘れて使いすぎてしまいます。気をつけましょう。

④ カードや名義を他人に絶対貸さない!

友達にカードを貸したら、自分に多額の請求が・・・。
全ての責任はあなたがとらなければなりません。

⑤ カード管理はしっかりと!

カードの紛失や盗難にあった時は、すぐに警察とカード会社に届けましょう。
不正使用された場合、支払いはあなたの責任になります。

⑥ 借金を支払うための借金はしない!

借金返済のためのその場しのぎの借金は、それ以上に借金が増えて返済額も増加します。

名義貸し・ヤミ金

〈「名義貸し」は絶対にダメ!!〉

「名義貸し」ってなに?

自分の名前を他人の財産や権利のために貸して契約することです。**名義を貸した人（契約者）が商品代金や借金を支払わなければなりません。**

〈悪質なヤミ金融の恐怖〉

「ヤミ金融」ってなに?

法定の上限を大幅に超える金利で数万円程度で貸し付け、脅迫的な手段で支払いを迫る貸金業者のことです。はっきりいって、**犯罪行為**です。

国や都道府県に登録している業者でも、暴力団などが組織的に登録しているケースもあり、「安心・安全」ではありません。

また、多重債務者の名簿が売買されるなど、流出した個人情報が悪用され、被害の広範囲化と深刻化につながっています。

消費者としてできること

グリーンコンシューマーになろう!

グリーンコンシューマーとは、**「環境全体を考えた行動や商品選択、意思決定をする消費者」**のこと!

グリーンコンシューマーの10原則

1. 必要なものを必要なだけ買う
2. 使い捨て商品ではなく、長く使えるものを選ぶ
3. 容器や包装はないものを優先し、次に最小限のもの、容器は再使用できるものを選ぶ
4. 作るとき、買うとき、捨てるときに、資源とエネルギー消費の少ないものを選ぶ
5. 化学物質による環境汚染と健康への影響の少ないものを選ぶ
6. 自然と生物多様性をそこなわないものを選ぶ
7. 近くで生産・製造されたものを選ぶ
8. 作る人に公正な分配が保証されるものを選ぶ
9. リサイクルされたもの、リサイクルシステムのあるものを選ぶ
10. 環境問題に熱心に取り組み、環境情報を公開しているメーカーや店を選ぶ

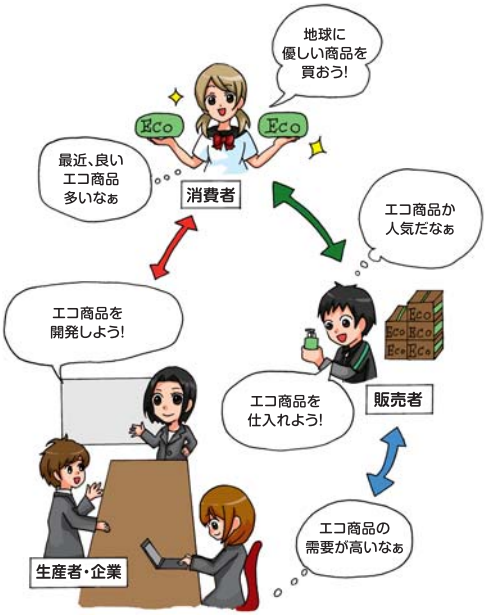

消費者市民社会を目指して

『Think Globally, Act Locally』

～地球規模で考え、身近なところから行動する～

私たち一人ひとりの行動は小さな動きでも、その行動が集まれば社会生活を変える大きな力になります。私たちは消費者としての権利と責任を自覚し消費行動が人やもの、社会や環境に及ぼす影響を考えて意思決定できる自立した消費者になるために知識と実行力を身に付けましょう!!

LET'S TRY レッツトライ! 4

君はかしこい消費者かな?

ファイナル

チェック! CHECK

次の10題のうち、君は何問正解するかな?
○か×で解答しよう!

1	契約書にハンコを押したりサインをしなければ、契約は成立しない。(参考P3)	
2	友達に携帯電話で電話した。これは契約だ。(参考P3)	
3	友達からネットワークビジネスに誘われたが、興味がなかったのでキッパリと断った。(参考P6)	
4	お店で買った商品が気にいらなかったので、クーリング・オフすることにした。(参考P7)	
5	身に覚えのないサイト利用料の請求メールが入ったので、「自分はそのサイトを利用した覚えはありません。」と返信した。(参考P13)	
6	SNSを始めた。匿名なので個人を特定できないから何を書き込んでも大丈夫だ。(参考P17)	
7	携帯電話を紛失した。携帯電話自体にロックはかけていたが、すぐに携帯電話会社に連絡をして通信回線の停止手続きをした。(参考P18)	
8	クレジットカードで買い物をした。月々の支払い額が少なくてすむので毎回リボ払いにしている。(参考P20)	
9	親のクレジットカードだし、使った分のお金は後で返すから勝手に使っても大丈夫だ。(参考P24)	
10	同じような商品が複数売られていた。捨てる時のことを考えて、簡単な包装の商品を買うことにした。(参考P25)	

(答えは30ページへ)

これで君も完璧な消費者だ!!

消費生活センター

消費生活センターは、消費者と事業者との間に発生した商品やサービスの契約に関するトラブルや、製品事故、借金などの消費生活に関する相談を受け付けている行政機関です。

専門の相談員がトラブルを解決するための助言やお手伝いをしています。電話はもちろん、対面での相談も受け付けています。相談は無料なので、不安なことや困ったことがあった時は、1人で悩まず相談しましょう!

契約してしまったけど、よく考えたら解約したい…

製品で危険な思いをした!

借金返済に困っている

この請求、支払わないといけないの?

1人で悩まず相談しよう!!

宮城県内の消費生活に関する相談状況

宮城県消費生活センターと各県民サービスセンターには平成25年度は全体で9,639件。そのうち、若者（未成年・20代）からは1,115件相談が寄せられました。

年代別相談件数の推移

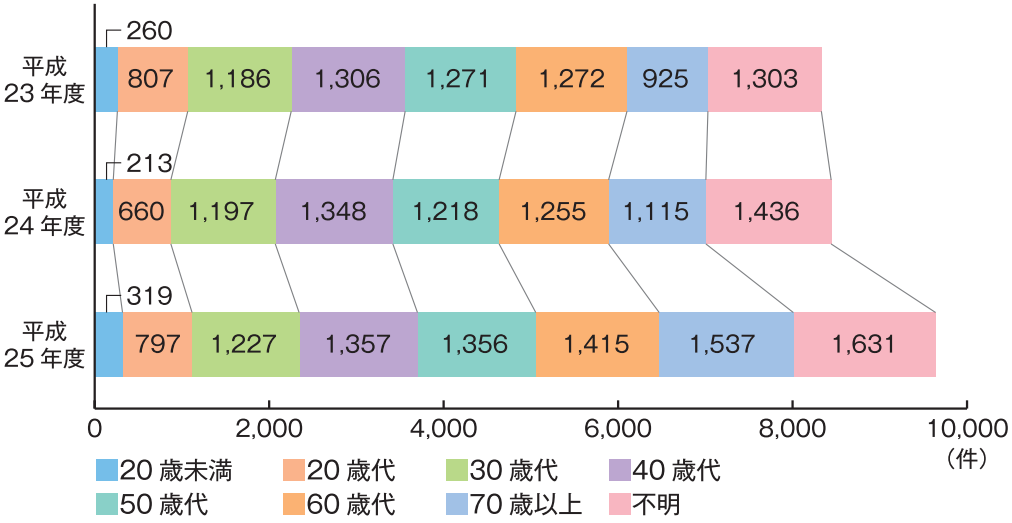

若者（未成年・20代）の男女別相談件数

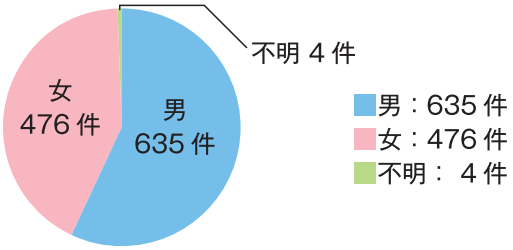

若者（未成年・20代）からの相談内容

順位	相談内容	件数
1	インターネットトラブル	405
2	不動産貸借	78
3	フリーローン・サラ金	60
4	エステティックサービス	35
4	四輪自動車	35

若者からこんな相談が寄せられています

case 1

20歳　女性　（マルチ商法・ネットワークビジネス）

同級生に誘われて業者のセミナーに参加した。セミナー参加後、上位者と名乗る人と他の参加者と喫茶店に行き、さらに詳しく話を聞いた。友人を紹介するだけで儲かると説明され、簡単そうなので少し興味があることを伝えると、その場でお金を振込み会員登録するよう言われたので登録した。実際に友人を誘ってみると「信用を失うからやめたほうがいい」と言われ、業者に対し不信感がでてきたので解約したい。

アドバイス マルチ商法は契約書面を受け取った日、もしくは商品の最初の引き渡し日のどちらか遅い日を含めて20日間はクーリング・オフができます!（P6〜9へ）

case 2

20歳　男性　（オンラインゲーム）

無料のオンラインゲームで遊んでいた。レアキャラを手に入れるためにはアイテムを購入する必要があり、1個100円だったので課金することにした。しかし、ゲームを進めているうちに夢中になり、気がついたら請求が20万円を超えていた。

アドバイス ネット上の支払いは実際にサイフからお金を出していないため使いすぎてしまうことがあります。夢中になりすぎないようにしましょう。（P23）

case 3

17歳　男性　（架空請求）

知らない業者から、携帯サイトの無料期間経過後も退会手続きをしていないので連絡するように、とメールが届いた。連絡が無い場合は身辺調査をして強制執行手続きに入るとも書いてあるが、全く身に覚えがない。どうしたらいいだろうか?

アドバイス 利用した覚えがなければ支払う必要はありません。無視しましょう!（P13、18）

case 4

25歳　女性　（名義貸し）

以前、交際していた男性に頼まれて自分名義で消費者金融のカードを作り、返済することを条件に交際相手にカードを渡した。その男性とは5年前に別れたが、借金は既に完済されたものだと思っていた。しかし、最近になりその消費者金融から請求書が送られてきた。どうしたらいいだろうか?

アドバイス 名義貸しは絶対にダメ!クレジット会社に使用した覚えがないことを伝え、すぐに消費生活センターに相談しましょう（P19〜20、24）

早めの相談がトラブル解決のカギです。
すぐに消費生活センターに相談しましょう!

覚えておきたい消費生活用語集

消費者基本法

2004年に消費者保護基本法を改正し制定された。「消費者の権利の尊重」「消費者の自立のための支援」を基本理念とし、国や地方公共団体・事業者の責務を示す一方、消費者に対しても「自立した消費者になること」を求めている。

消費者の権利と責任

1962年にアメリカのケネディ大統領が示した「消費者の4つの権利（◇）」が有名。その後、1982年に、国際消費者機構（CI）が、消費者には権利と同時に責任があるとして、8つの権利と5つの責任を提唱した。日本では消費者基本法に、8つの権利が明記されている。

<8つの権利>

◇安心が確保される権利
◇必要な情報が提供される権利
◇商品及び役務の自主的かつ合理的な選択機会が確保される権利
◇意見が消費生活に反映される権利
◆消費生活における基本的な需要が満たされる権利
◆健全な生活環境が確保される権利
◆教育の機会が提供される権利
◆被害が適切かつ迅速に救済される権利

<5つの責任>

◆批判的意識を持つ責任
◆主張し行動する責任
◆社会的関心を持ち、他者・弱者への影響を自覚する責任
◆消費行動が環境に及ぼす影響を理解する責任
◆消費者として団結・連帯する責任

消費者契約法

事業者側の不適切な勧誘行為や、消費者を不当に害する契約条項から消費者の利益を守るためにできた法律。事業者の不適切な勧誘で誤認してした契約や、強引な勧誘で仕方なく契約した場合には、その契約を解消することができます。

電子消費者契約法

電子商取引などにおける消費者の操作ミスの救済、契約の成立時期の転換などを定めた法律。パソコンの操作ミスなどによるインターネットの消費者トラブルが増えたことによりできた。

特定商取引法

訪問販売や連鎖販売取引などトラブルが起きやすい販売形態に対して、一定のルールを設け、販売業者と消費者との間に生じるトラブルを未然に防止することを目的に作られた法律。

製造物責任法（PL法）

製品の欠陥により生命、身体または財産に損害を被ったことを証明した場合に、被害者が製造者に対して損害賠償を求めることができることを定めた法律。

リコール

設計・製造上の過誤などによる製品欠陥があることが判明した際、製造者等が製品を無料で回収、修理すること。リコール製品は「消費者庁リコール情報サイト」で確認できます。

3R運動

消費者自らがライフスタイルを見直し、環境に配慮した購買行動を起こす運動のことで、Reduce（ゴミを減らす）、Reuse（再利用）、Recycle（再び資源として利用する）の頭文字Rからきている。最近は、Refuse（不要なものは買わない）、Repair（修理して使う）を足して、「5R運動」とも呼ばれている。

著作権

自己の著作物・発刊・上映・放送などに関し、独占的に支配し利益を受ける排他的な権利。知的財産権の一つ。原則として著作者の死後50年間存続する。また、平成24年から、販売又は有料配信されている音楽や映像の「違法ダウンロード」が刑罰の対象になった。

プライバシーマーク

個人情報の取り扱いを適切に行う体制等を整備している業者に与えているマーク。

約款（やっかん）

企業などが不特定多数の利用者との契約を定型的に処理するためにあらかじめ作成した契約条項のこと。大事なことが書いてあるので、契約する時はよく読んで確認しましょう。

Let'sトライの答え

P21　a：140,000　b：180,000　c：254,053　d：23

P26　Q1 ･･･ × 口約束でも契約は成立します。
Q2 ･･･ ○ 携帯電話の会社と電話回線を使用する契約をしています。
Q3 ･･･ ○ 友人であっても、興味がなければ毅然とした態度で断りましょう。
Q4 ･･･ × 店舗に出向いて契約したものはクーリング・オフできません。
Q5 ･･･ × 返信せずに無視しましょう。
Q6 ･･･ × 完全な匿名は不可能です。責任の取れない発言はやめましょう。
Q7 ･･･ ○ 警察や落とした可能性のある場所にも連絡すると更に良いでしょう。
Q8 ･･･ × リボ払いは支払残高や回数が分からなくなりがちです。よく考えて利用しましょう。
Q9 ･･･ × たとえ家族であっても、ひとのカードを勝手に使用することは犯罪です。
Q10･･･ ○ 環境全体を考えた消費行動をとりましょう。

困ったとき、わからないときは・・・

[消費生活センター 県民サービスセンター]に相談しよう!

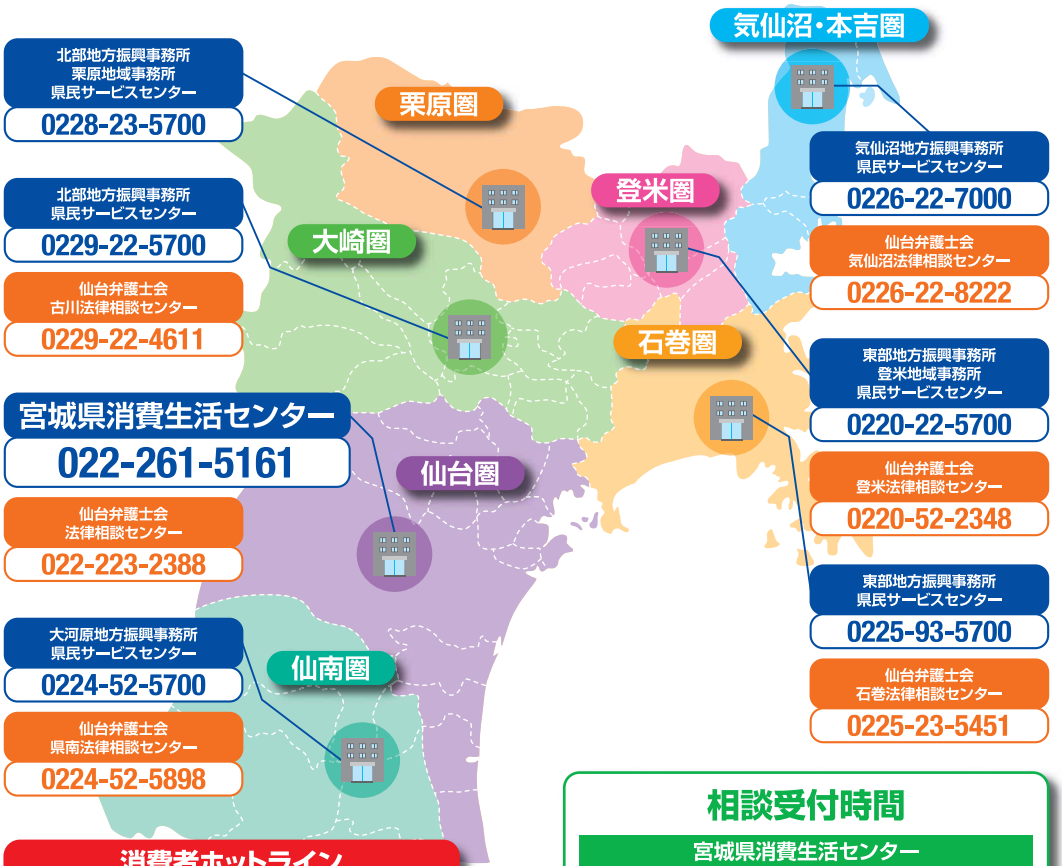

消費者ホットライン

0570-064-370

お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。

その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

宮城県消費生活センター

平日:9:00～17:00　土日:9:00～16:00
※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター

平日:9:00～16:00
※土日祝日年末年始はお休みです。

この冊子の作成に関して、執筆・指導等ご協力をいただいた方々です。(敬称略)

・三宅　裕之　県高校教育課
・半澤　万里　仙台第一高等学校
・勅使瓦理恵　名取高等学校
・都築　美幸　県高校教育課
・橘川　志津　宮城野高等学校
・髙橋　彩子　仙台西高等学校
・専門学校デジタルアーツ仙台まんがアニメ科(イラスト作成)
※所属は平成26年4月現在のものです。

VEGETABLE OIL INK
この冊子は植物油インキを使用し印刷されています。
この冊子は30,000部印刷し、1部あたりの印刷単価は26円です。

2014年12月発行
宮城県環境生活部消費生活・文化課
宮城県消費生活センター
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
電話 022-211-2524

Class　　No.

Name